

第 2 回鷹栖町農業委員会定例会議事録

- 1 開催期日 令和 5 年 8 月 25 日（金）
- 2 開閉時間 午後 4 時 30 分開会 午後 5 時閉会
- 3 開催場所 役場庁舎 3 階会議室
- 4 出席委員 14 人
1 番 小野寺昭一 2 番 酒井雅憲 3 番 佐藤美頭雄 4 番 斉藤哲子
5 番 開澤克明 6 番 松田直人 7 番 鈴木英博 8 番 北村浩光
9 番 坂上 修 10 番 西永和美 11 番 寺崎秀子 12 番 安田周司
13 番 山崎禎彦 14 番 吉本 憲
- 5 欠席委員
- 6 会議出席 松木事務局長、清野主事
- 7 傍聴人 無し
- 8 議事録署名委員 3 番 佐藤美頭雄、4 番 斉藤哲子
- 9 議事内容
報告第 1 号 農業経営改善計画の認定通知について
議案第 1 号 農地法第 18 条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について
議案第 2 号 農用地利用集積計画の要請について
議案第 3 号 農用地利用集積計画の決定について
議案第 4 号 鷹栖町農業振興地域整備計画について

10 議事録本紙

- 議長 これから、第 2 回鷹栖町農業委員会定例会を開会します。
会議の成立ですが、現在の出席委員数は 14 名ですので、鷹栖町農業委員会総会規則第 9 条の規定に基づき、過半数を超える出席がありましたので、本会は成立します。
諸般の報告です。
(会長行動等を朗読で報告)
- 議長 日程第 1、本日の議事録署名委員の指定を行います。
本会議の議事録署名委員は、3 番委員、4 番委員にお願いします。
- 議長 続きまして、日程第 2 報告第 1 号「農業経営改善計画の認定通知について」報告事項ですので、事務局から説明願います。
- 主事 それでは、議案 2 頁をご覧ください。
報告第 1 号「農業経営改善計画の認定通知について」です。
農業経営基盤強化促進法第 12 条第 4 項の規定による通知がありましたので、報告します。
議案は 3 頁、4 頁になりますのでご覧ください。
3 件の通知がありました。
認定農業者名、認定番号、認定日、認定有効期限については通知に記載のとおりです。
報告について以上です。
- 議長 報告事項ですが、質問等があればお答えします。
- 委員 無しの声
- 議長 無ければ、次の日程に入ります。
- 議長 続きまして、日程第 3 議案第 1 号「農地法第 18 条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。
- 局長 それでは、議案 6 頁をご覧ください。
議案第 1 号「農地法第 18 条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について」でございます。
合意解約通知の受理に伴い、合意解約による賃貸借の解約成立の確認について、審議を求めるものでございます。
議案は 7 頁から 8 頁までをご覧ください。
番号が 9 番の 1 件の通知を受理しております。
合意解約の理由については、それぞれ、議案の備考欄に記載のとおりです。
土地の地番、登記簿地目、現況地目、面積、貸主、借主の住所、氏名、契約の内容、合意解約成立日、引渡し時期は、それぞれ、議案に記載のとおりです。
通知のあった合意解約の引渡し時期が、6 か月以内であるかの確認については、案件の全てが、合意解約成立日と同日で引渡しとなっているので、

要件が合致していることを確認しています。

説明は以上です。

議長 それでは、議案第 1 号「農地法第 18 条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について」説明が終わりましたので審議いたします。

議長 質疑ございませんか。

委員 無しの声

議長 それでは、質疑を終了し採決に入ります。

議案第 1 号「農地法第 18 条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について」認める方は挙手をお願いします。

委員 全員挙手

議長 はい、それでは議案第 1 号「農地法第 18 条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について」は、認めると決定しました。

議長 続きまして、日程第 4 議案第 2 号「農用地利用集積計画の要請について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

主事 それでは、議案 10 頁をご覧ください。

議案第 2 号「農用地利用集積計画の要請について」でございます。

農業経営基盤強化促進法第 15 条第 4 項の規定により農用地利用集積計画を定めることについて審議を求めるものでございます。

議案は 11 頁から 12 頁までをご覧ください。

番号が 4 番の 1 件でございます。

売買による集積で、所有権を移転する農用地の所在、地番、現況地目、面積、所有権を移転する者並びに所有権の移転を受ける者の住所、氏名、経営地、所有権の移転時期、対価、対価の支払方法、対価の支払時期、引渡し
の時期は、議案に記載のとおりです。

位置図は、別冊説明資料の 1 頁、調査書が 2 頁に載せてありますので併せてご確認願います。

あっせん案件になります。

それでは、4 番のあっせん案件について、担当の委員さんより、補足説明をお願いします。

議長 4 番です。

令和 5 年 8 月 2 日から令和 5 年 8 月 10 日まで、あっせん回数 3 回で成立
しています。

総額 4,800,000 円で成立しています。

議長 それでは、議案第 2 号「農用地利用集積計画の要請について」説明が
終わりました。

質疑ございませんか。

委員 無しの声

議長 それでは、質疑を終了し採決に入ります。

議案第 2 号「農用地利用集積計画の要請について」認める方は挙手をお
願います。

委員 全員挙手

議長 続きまして、日程第 5 議案第 3 号「農用地利用集積計画の決定について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

主事 それでは、議案 14 頁をご覧ください。
議案第 3 号「農用地利用集積計画の決定について」でございます。
農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により農用地利用集積計画について、鷹栖町長から計画の適否を求められましたので審議願います。
議案は 15 頁から 16 頁までとなりますのでご覧ください。
番号が 34 番の 1 件ございます。
利用権を設定する農用地、利用権を設定する者、利用権の設定を受ける者の住所及び氏名、設定する権利の内容は議案に記載のとおりです。
位置図は、別冊説明資料の 3 頁、調査書が 4 頁に載せてありますので併せてご確認願います。
説明は以上です。

議長 それでは、議案第 3 号「農用地利用集積計画の決定について」の説明が終わりました。
この案件について何か質疑ございませんか。

委員 無しの声

議長 それでは、質疑を終了し採決に入ります。
議案第 3 号「農用地利用集積計画の決定について」認める方は挙手をお願いします。

委員 全員挙手

議長 はい、それでは議案第 3 号「農用地利用集積計画の決定について」は、認めると決定しました。

議長 続きまして、日程第 6 議案第 4 号「鷹栖町農業振興地域整備計画について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

主事 それでは、17 頁をご覧ください。
議案第 4 号「鷹栖町農業振興地域整備計画について」です。
鷹栖町長より、鷹栖町農業振興地域整備計画の変更案について、計画の適否を求められていますので、審議するものです。
議案は 18 頁となりますのでご覧ください。
番号が 4 番の 1 件ございます。
該当地の所在、地番、登記簿地目、現況地目、面積、用途、申請者の住所、氏名、変更理由については、議案に記載のとおりです。
基盤整備の実施に伴う農業振興地域整備計画の変更になります。
3 筆のうち、720 番 34 は、用途区分の変更。
720 番 35 と 720 番 36 は、農用地区域内への編入となります。
計画図面は、説明資料の 5 頁から 6 頁までになり、赤字で記載されているところが該当地です。
航空写真は、7 頁に載せてありますのでご覧ください。

説明は以上です。

議長 それでは、議案第 4 号「鷹栖町農業振興地域整備計画について」説明が
終わりました。

この案件について何が質疑ございませんか。

委員 無しの声

議長 それでは、質疑を終了し採決に入ります。

議案第 4 号「鷹栖町農業振興地域整備計画について」認める方は挙手を
お願いします。

委員 全員挙手

議長 はい、それでは議案第 4 号「鷹栖町農業振興地域整備計画について」は、
認めると決定しました。

議長 日程については以上になります。

その他に入ります。

局長 次回の定例会についてですが、9月29日（金）17時からと考えています
が、よろしいでしょうか。

委員 問題無し。

局長 それでは、9月29日（金）17時からでお願いします。

主な関係機関の日程は、議案に記載のとおりです。

続きまして、農地移動適正化あっせん経過報告についてです。

（別添の資料で説明）

事務局からは以上です。

議長 それでは、以上をもって第 2 回鷹栖町農業委員会定例会を閉会します。